

京都市告示第391号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成24年2月1日

京都市長 門川 大作

1 特別用途地区の種類

岡崎文化芸術・交流拠点地区

2 都市計画を定める土地の区域

左京区岡崎入江町，岡崎法勝寺町，岡崎成勝寺町，岡崎最勝寺町，岡崎西天王町，岡崎円勝寺町，聖護院円頓美町及び南禅寺草川町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)